

障害者控除対象者認定書の発行について

1. 障害者控除対象者認定書について

65歳以上の方で障害者等に準ずるものとして市町村から認められる場合、「障害者控除対象者認定書」（以下：認定書）を交付しています。

この認定書を確定申告や年末調整、住民税の申告の際に提示することで納税者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、障害者控除として所得税や住民税の控除を受けることができます。

※税申告や年末調整をしない場合（所得税や住民税が非課税の場合）などは、認定書は不要です。

※認定書は税申告のみに利用できるものであり、障害者としての福祉サービス等が受けられるものではありません。

2. 障害者控除対象者認定の対象者

※認定基準日時点で以下のすべてに該当する方

- ・四日市市に住民登録があり、満65歳以上の方
- ・要介護、要支援認定を受けており、次の認定区分に該当する方

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度
身体障害者（1・2級）または知的障害者（重度）に準ず	B以上（B1、B2、C1、C2）	Ⅲ以上（Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M）
身体障害者（3～6級）または知的障害者（軽・中度）に準ず	A（A1、A2）	Ⅱ（Ⅱa、Ⅱb）

※認定基準日とは障害者控除を受けようとする対象年の12月31日（対象年中に死亡した場合は、死亡日）

3. 申請について

・認定書の交付を希望する方は、「障害者控除対象者認定書交付申請書」（以下：申請書）を記載の上、四日市市役所3階高齢福祉課に提出または郵送して下さい。

- ・対象者に該当する場合、認定書を交付します。

※直近の要介護・要支援認定申請の際に認定書の自動発行を希望し、かつ対象者に該当している場合は、対象年の11月初旬～11月中旬を目途に認定書を送付しますので、申請書の提出は必要ありません。なお、要介護・要支援認定の有効期間終了後、1年以上経過している場合は、申請書の提出が必要になります。

4. 問い合わせ先

四日市市 健康福祉部 高齢福祉課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号（四日市市役所3階）

TEL 059-354-8170